

仙台市における 被災者生活再建支援の取組み

被災者生活再建加速プログラムの実践から

平成30年1月18日

仙台市 健康福祉局 地域福祉部 被災者生活支援室

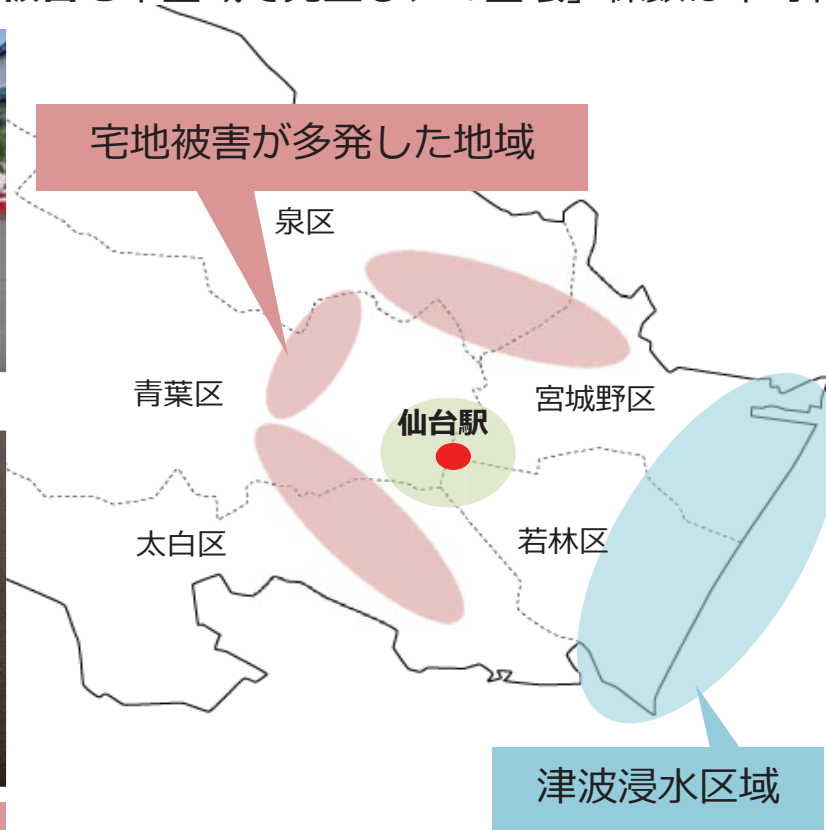
1. 仙台市の被災状況と現状

(1) 仙台市の被災状況

- 被災地の中でも、多様な被害が非常に広範にわたって発生した
 - ① 沿岸部が平野であり、津波による浸水面積は石巻市に次ぐ広さ
 - ② 丘陵部の造成宅地を中心に滑動等による宅地被害が多発
 - ③ 揺れによる建物被害も市全域で発生し、「全壊」棟数は市町村別で最多（約3万棟）



宅地被害 : 5,728宅地



浸水面積 : 4,523ha

1.仙台市の被災状況と現状

(2) 震災復興計画期間の終了

- 震災により失われた住まいの再建に関する整備事業は平成27年度で概ね完了

23年度

24年度

25年度

26年度

27年度



防災集団移転促進事業

- 計画していた13地区について、平成26年度末には全て整備完了し、既に多くの方々が住宅再建を完了



公共事業による宅地復旧

- 造成宅地滑動崩落緊急対策事業等による工事対象の全169地区について、概ね工事完了



復興公営住宅の整備

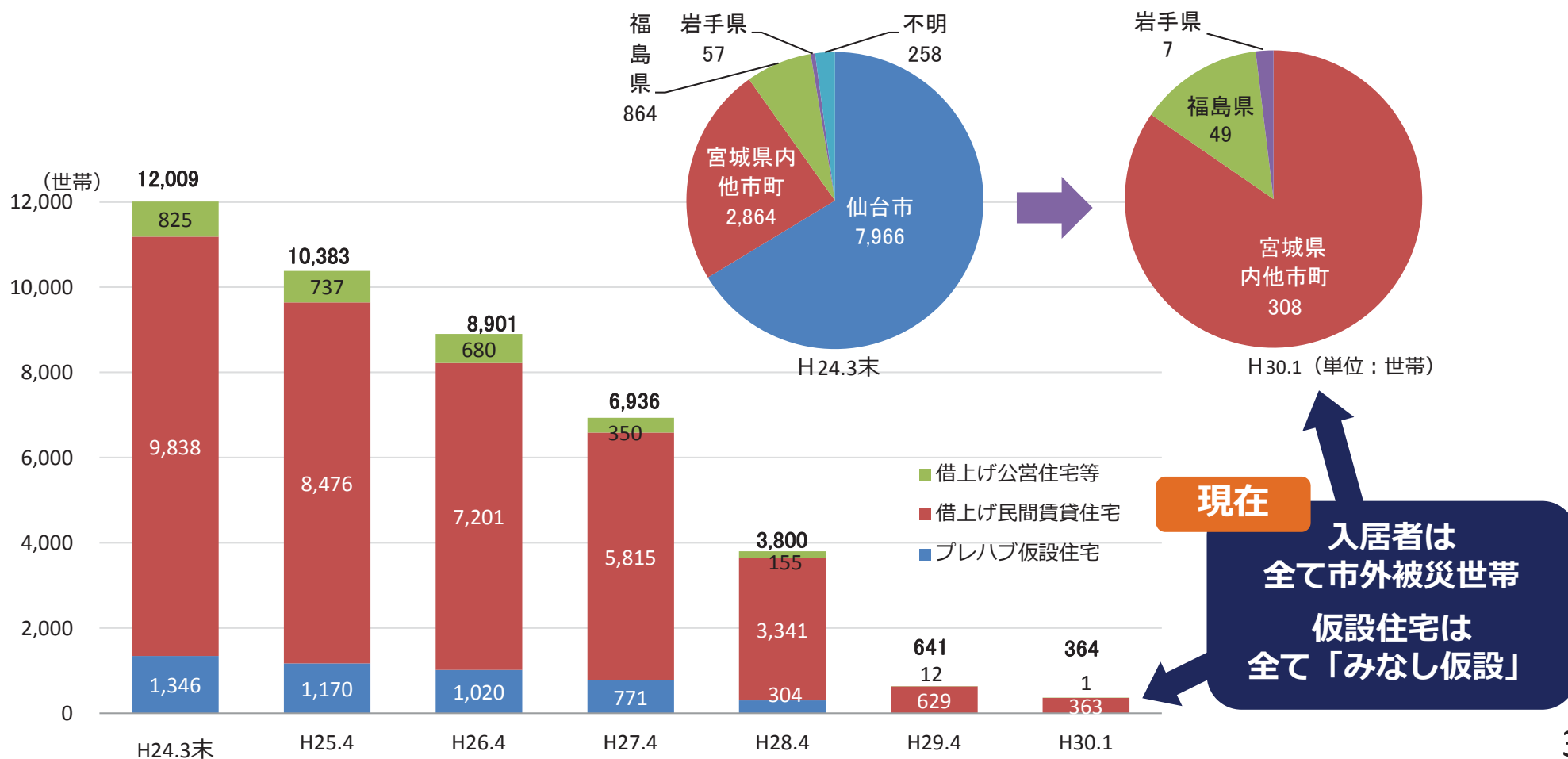
- 計画していた3,206戸の整備が完了し、多くの方々が入居済

平成27年度末で復興事業局を廃止し、継続事業は各局に移管

1. 仙台市の被災状況と現状

(3) 仙台市内の仮設住宅入居世帯の状況

- 仮設住宅入居世帯は**364世帯**となり、**ピーク時（H24年3月末）の3.0%まで減少**
- **仙台市内で被災された世帯は3月末で全て再建**。仮設住宅には**市外で被災された世帯のみが入居**
- 既にプレハブ仮設住宅は解体済。**全世帯が「みなし仮設（借上げ民間賃貸住宅等）」に入居**



2. 仙台市が取り組んできたこと

（１）仙台市の生活再建支援の取組みポイント

- 下記の3つのポイントを踏まえながら生活再建支援に取組み、平成26年3月にプログラム化

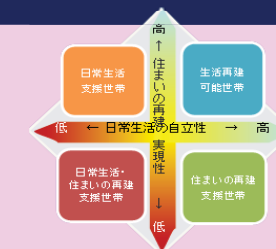
① 戸別訪問による生活状況や再建方針等の把握

- 郵送による書面調査だけでなく、全ての仮設住宅入居世帯に戸別訪問による対面調査を行うことで、自分で意思表示が難しい方や、何らかの事情で調査票を提出しない方など、さまざまな課題を抱える世帯の実態把握が可能となった



② 個々の世帯が抱える課題の整理・分析

- 健康面など日常生活上フォローが必要な世帯と、資金面など住まい再建に課題のある世帯では、必要な支援や支援方法も異なるため、個々の世帯の課題を整理・分析した。また、新たな支援策の策定や、支援団体等を含め適切な支援を進めるための体制を構築した



③ 支援者間の情報共有と役割分担の明確化

- 世帯状況調査時等に、社会福祉協議会やNPO等支援団体との情報共有を前提とした同意確認を行うなど、支援者間で緊密に情報共有が図れるよう環境を整備し、各世帯の支援の必要性に応じて、それぞれの役割分担により連携しながら対応した



2. 仙台市が取り組んできたこと

(2) 戸別訪問による個々の世帯の状況把握

- 市内に点在する多くの借上げ民間賃貸住宅入居世帯の状況把握等のため、平成23年度より世帯状況等の調査を数回実施
- 調査票の回収やアフターフォローから始めた生活再建支援員による訪問相談業務を、平成24年度より本格的に事業展開し、同年10月から市内の仮設住宅全世帯への戸別訪問を開始

平成23年度

郵送による書面調査 → 未回答多い



たくさん書類が送られてくるから、見る気がしない

気持ちの整理がつかなくて、まだ何も考えられない

電話や訪問による提出勧奨や相談等のフォローの必要性

家族の健康状態や就労状態のなど、生活状況や気持ちの変化

再建方針や再建上の課題・ニーズも変化

調査票だけでは、生活実態や再建意向など詳細把握が難しい

平成24年度

生活再建支援員による訪問相談業務の開始

委託先：仙台市シルバー人材センター



① 特定随意契約が可能

自治法施行令第167条の2第1項第3号

② 人生経験が豊富であり、被災者の心情等を踏まえた対応が可能

話がしやすい、警戒されない等



生活再建支援員による戸別訪問の様子

平成24年10月

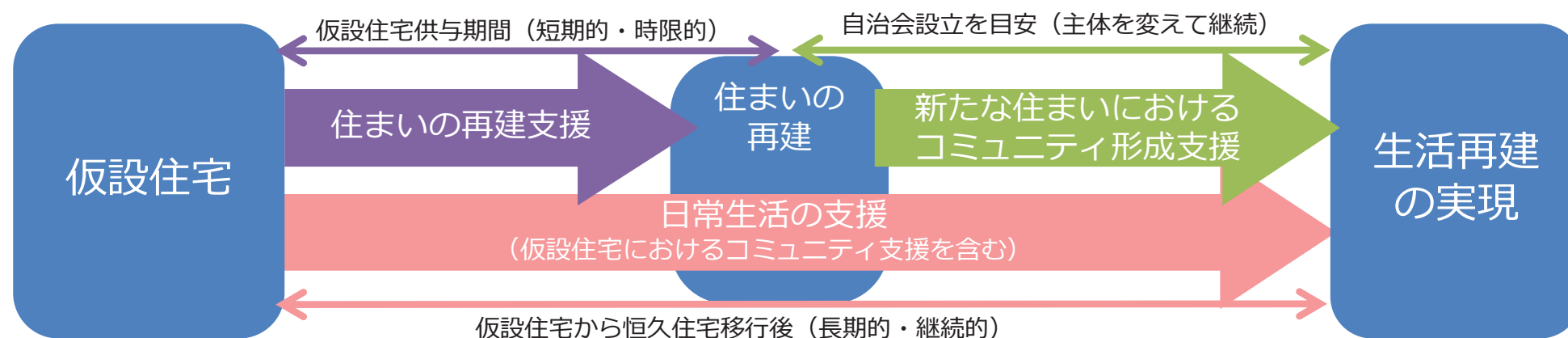
仙台市内の仮設住宅全世帯への戸別訪問開始

- ① 全ての世帯の生活状況や再建方針・課題の把握
- ② 再建に向けた支援策の検討・策定

2. 仙台市が取り組んできたこと

(3) 課題の切り分け～住まいの再建支援と日常生活支援

- 仮設住宅入居世帯にとって「**住まいの再建**」は**共通の課題**であり、それぞれ**限られた供与期間内に実現していただく必要がある**。
- 一方、健康面や福祉面など**日常生活で支援を必要とする世帯**については、**住まいの再建状況等に関わらず、長期的な視点で対応する必要がある**。



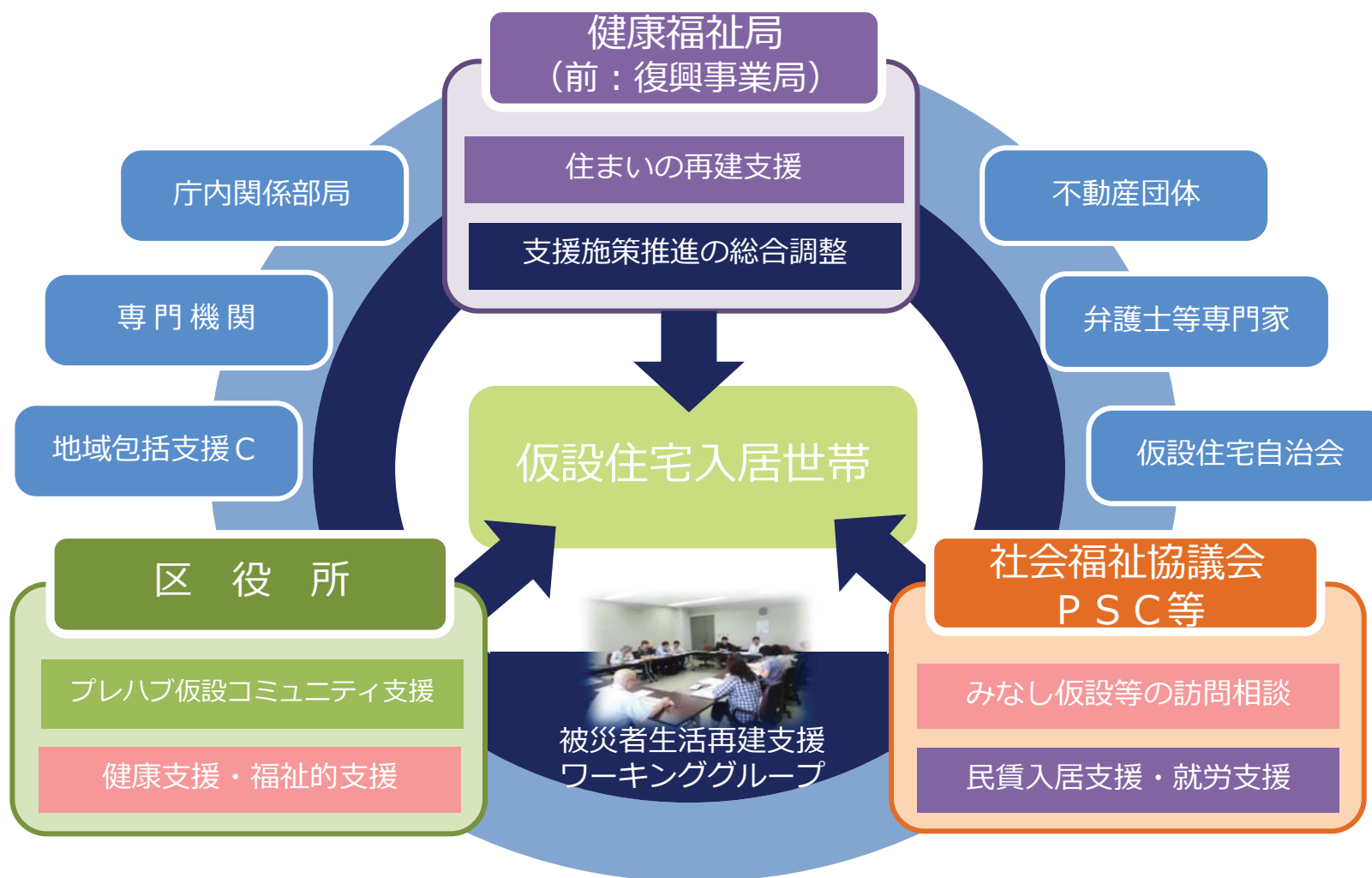
住まいの再建支援 と **日常生活の支援** の質の違いに着目

「**住まいの再建支援**」は、主に被災者生活支援室が担うことで、区役所や各団体は、日常生活支援やコミュニティ支援等に専念

2. 仙台市が取り組んできたこと

(4) 生活再建支援ワーキングと役割分担による支援

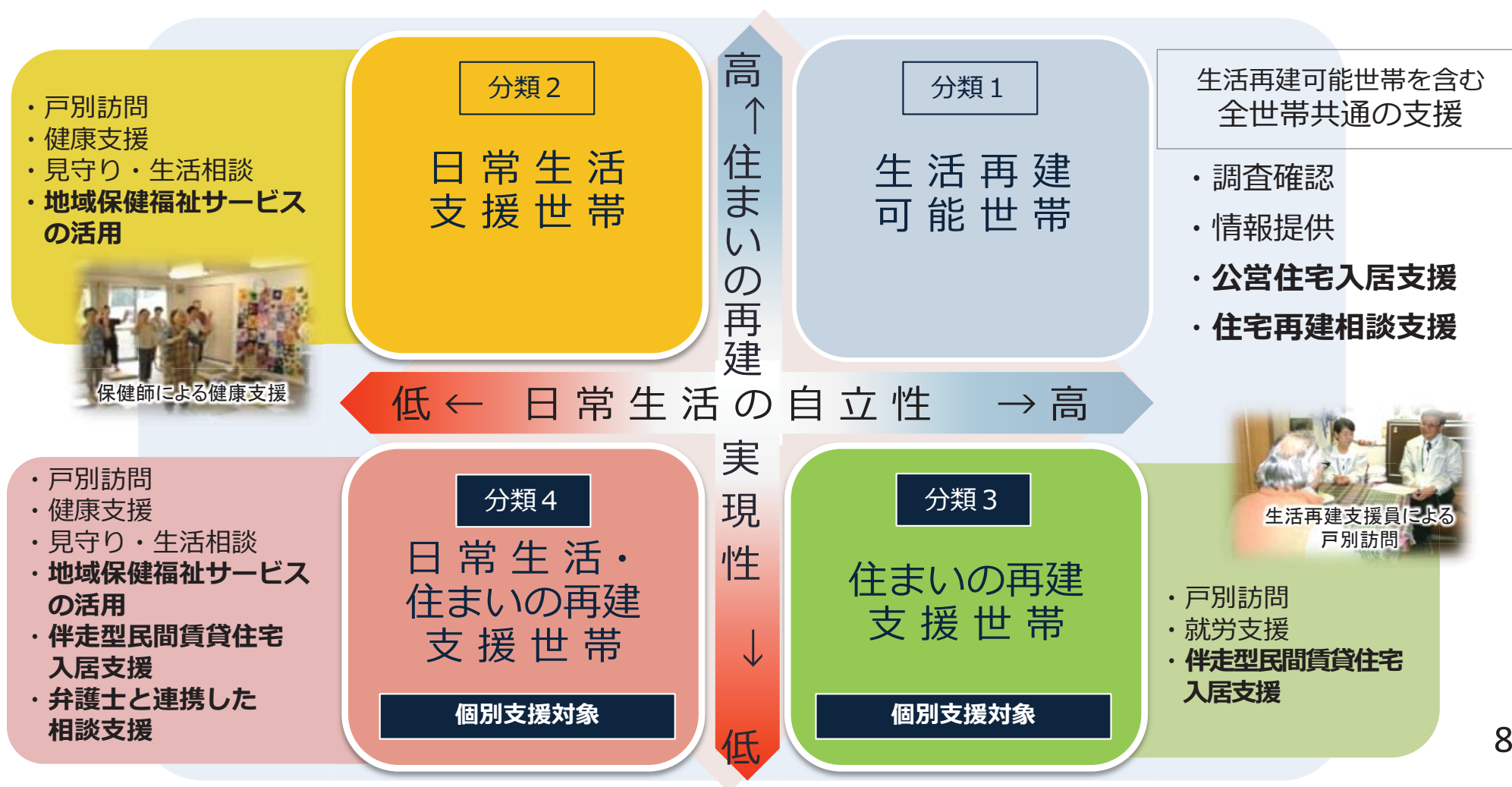
- ワーキンググループは、下記の3セクションの職員で区ごとに構成
- ワーキング以外にも、下記の関係機関・団体等が各セクションを通じて連携し支援



3.生活再建加速プログラムによる支援

(1) 類型化による仮設住宅入居世帯への支援

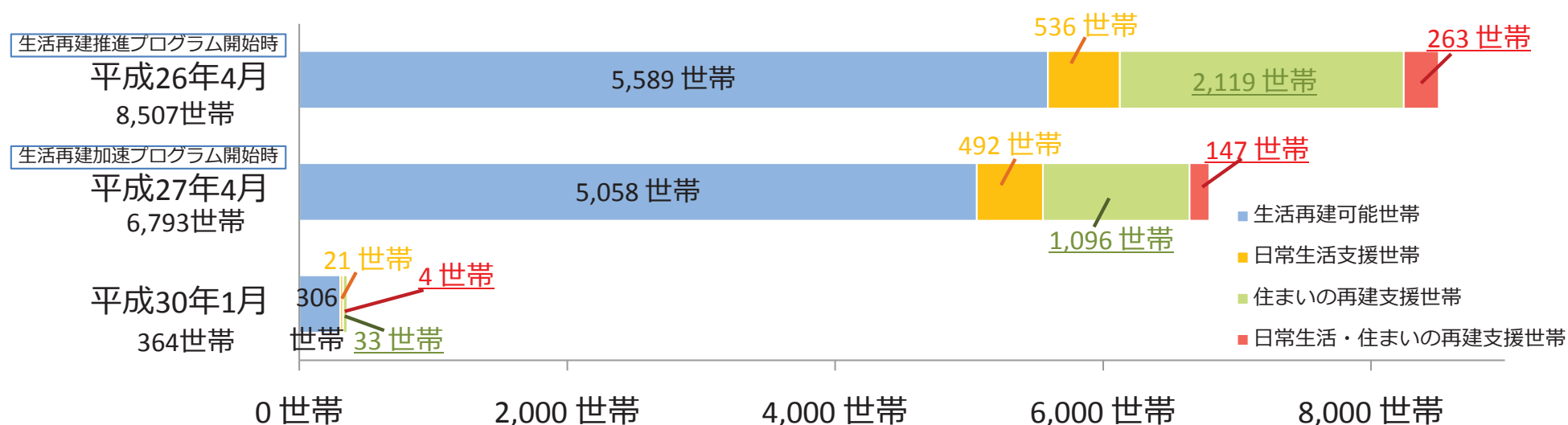
- 戸別訪問等で把握した生活状況や再建方針、課題等を整理・分析し、必要な支援施策や支援の進め方などを体系的に整理したプログラムを策定し、世帯の類型化やワーキングを主体とした支援を実施



3.生活再建加速プログラムによる支援

(2) 各世帯の住まいの再建状況

- プログラムによる支援を開始した平成26年4月と比較し、約96%の世帯が再建を果たされたほか、住まいの再建に課題を抱える世帯も大きく減少

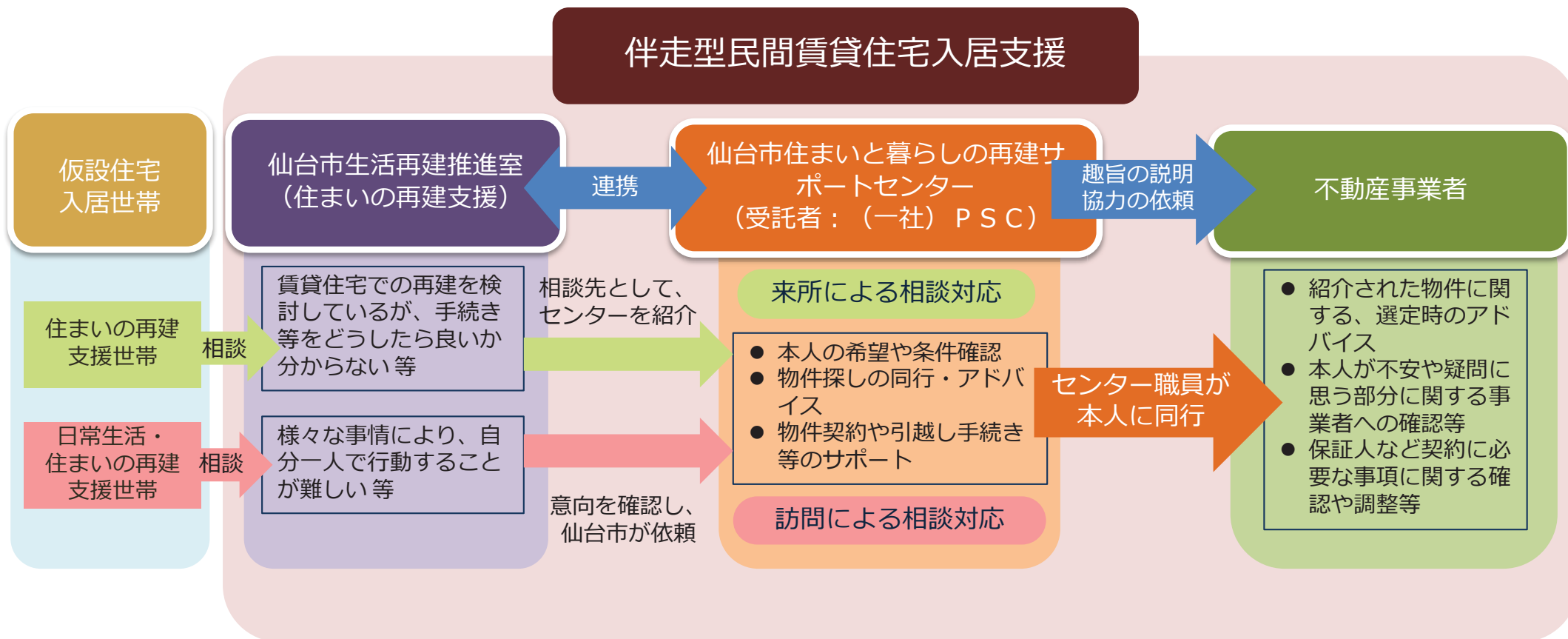


	分類	平成26年4月	平成27年4月	平成30年1月
分類 1	生活再建可能世帯	65.7%	74.5%	84.1%
分類 2	日常生活支援世帯	6.3%	7.2%	5.8%
分類 3	住まいの再建支援世帯	24.9%	<u>16.1%</u>	<u>9.0%</u>
分類 4	日常生活・住まいの再建支援世帯	3.1%	<u>2.2%</u>	<u>1.1%</u>

3.生活再建加速プログラムによる支援

(3) 再建先が決まらない世帯への支援

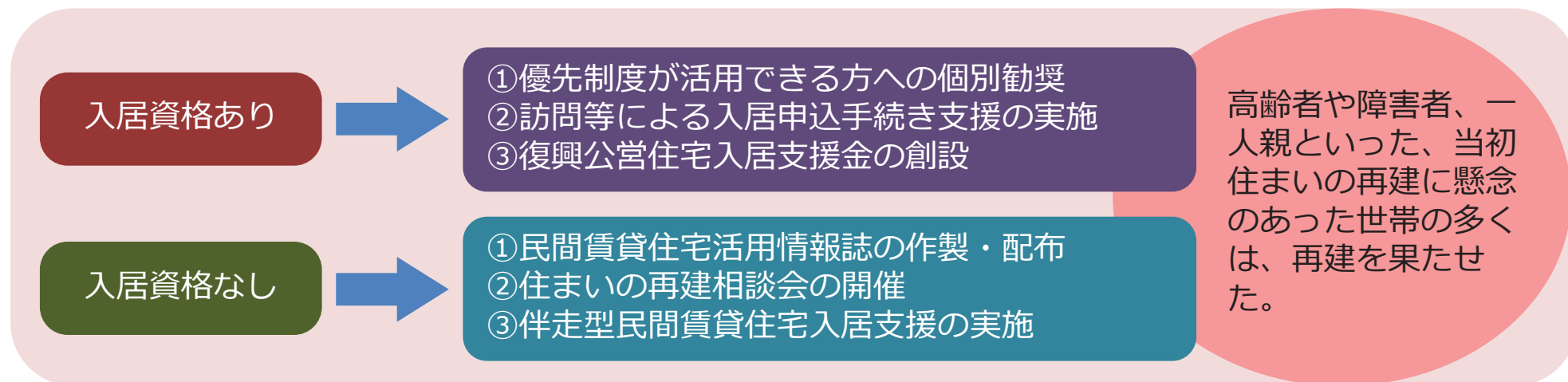
- 仮設住宅入居世帯の中には、様々な事情により、再建方針が決まらない世帯や、再建方針が決まっても独力で行動を起こせない世帯がいる。
- そのため、供与期間内に住まいの再建が果たせるよう、平成27年度から伴走型の民間賃貸住宅入居支援に取り組み、これまで約150世帯の転居を実現



3.生活再建加速プログラムによる支援

(4) 住まいの再建支援の取組みから

- 復興公営住宅の入居募集においては、入居資格に疑義のある方や、自分の生活圏域にこだわり高倍率の団地しか申込まない方などが、少なからずいらっしゃる事が判明した。
- そのため、住まいの再建支援が必要な方には個別訪問等を繰り返し、復興公営住宅の入居資格の確認勧奨や他の再建方法を提案するなど、早期から支援に取り組んだ。



結果的に

自分で何とか出来る

期限が来たら出るから

忙しい? (接触できず)

最後まで再建が遅れたのは、
30代～60代までの単身男性世帯

- ・ 要因や課題は必ずしも震災に起因せず
- ・ 話をしたがらない、関わりを拒む
- ・ メンタル面に問題も